

大北森林組合に係る損害賠償の調停（案）

1 長野県から大北森林組合に対する損害賠償請求について

内容	請求額（遅延金除き）	状況
補助金返還請求	879,883 千円	H28. 3. 25 より返還開始
損害賠償請求	67,486 千円	H30. 6. 11 請求 R2. 1. 29 組合から調停申立 R2. 4. 7～ 調停開始

2 損害賠償請求の調停（案）について

(1) 支払時期：別途協議する。

(2) 請求額：次の考え方により減額する。

ア 施業分

これまでの調査により判明した、実際に施業がされた部分の金額を減額する。

イ 一部施業分

施業内容の一部は実施されていることから、適正な補助単価により再積算した額を減額する。

ウ 加算金分

加算金については、実際に作業が行われなかったものに限定していることから、減額しない。

<請求額：67,486>

(単位：千円)

ア 施業 (時期等の誤り)	イ 一部施業 (適用単価の誤りを含む)	ウ 加算金 (未施工分に限定)
29,335	31,680	6,471

<調停（案）：28,335>

ア 施業	イ 一部施業 (適正単価に置換)	ウ 加算金
29,335	9,816	6,471

調停（案）28,335